



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュール・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2025 年 12 月 8 日から 11 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー-20）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [公正価値オプションの修正（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー-22）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2025 年 12 月 10 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。

IASB は何も決定を求められなかった。

IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項の適用後レビューの時期（アジェンダ・ペーパー-8A）

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項の適用後レビュー（PIR）を 2026 年第 1 四半期に開始することを決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、PIR についてのプロジェクト計画について議論する。

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）

IASB は 2025 年 12 月 9 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」において提案した IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正の再審議を継続した。IASB は次のことについて議論した。

- ・ 企業が「固定対固定の条件」を適用する際の自己の資本に係るデリバティブの分類に関する要求事項案に対するフィードバック
- ・ このフィードバックの分析
- ・ フィードバックに対応した要求事項案の考え得る変更

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は「固定対固定の条件」に関する分類の要求事項案についてさらに議論する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は、2025 年 12 月 10 日に会合し、公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における次の事項に関する提案に対するフィードバックについての審議を継続した。

- ・ 業績及び期待されるシナジーの情報に関する一部の開示要求の免除
- ・ 企業がのれんを資金生成単位に配分する方法を改善するための IAS 第 36 号「資産の減損」の的を絞った修正

IASB は、提案した免除に関して何も決定を行うことを求められなかった。

提案した的を絞った修正に関して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 第 80 項(a)における「のれんをモニタリングしている」という語句を「のれんに関連した事業をモニタリングしている」に置き換える提案を維持する。
- b. 第 80 項(b)は企業が第 80 項(a)を適用して決定するレベルに対する上限として機能する旨を明確化するための提案を維持する。
- c. 提案した第 80A 項(b)を若干の文言変更を加えて維持する。
- d. 修正案についてその他の変更は行わない。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名が(a)、(c)及び(d)の決定に賛成した。12 名の IASB メンバー全員が(b)の決定に賛成した。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は、2025 年 12 月 11 日に会合し、次のことについて議論した。

- ・ 経営者が定義した業績指標（MPM）についての要求事項を、キャッシュ・フロー指標を含めるように拡張することに関しての未解決事項（アジェンダ・ペーパー20A）
- ・ キャッシュ・フローの営業、投資又は財務への分類における整合性の改善（アジェンダ・ペーパー20B）
- ・ 継続事業及び非継続事業からのキャッシュ・フローの表示における整合性の改善（アジェンダ・ペーパー20C）

キャッシュ・フロー指標に関する情報の透明性の改善（アジェンダ・ペーパー20A）

IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. キャッシュ・フロー指標に関する MPM についての要求事項を IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」ではなく、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に含める。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

- b. IFRS 第 18 号の第 117 項における MPM の定義を、「収益及び費用の小計」から「収益及び費用の小計又はキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの小計」に拡張する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- c. IFRS 第 18 号に適用指針を追加して、収益及び費用並びにキャッシュ・フローを合算した小計は MPM である旨を明確化する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- d. IFRS 第 18 号に適用指針を追加して、収益及び費用並びにキャッシュ・フローの小計である MPM を純損益計算書における小計に調整する場合に、調整項目に係る法人所得税及び非支配持分の影響を開示することを企業に要求する。

12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

- e. キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの小計の中には MPM ではないものがある旨を定める。すなわち、

- i. 営業活動区分の小計
- ii. 投資活動区分の小計
- iii. 財務活動区分の小計

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- f. B137 項(a)における開示要求を拡張して、各調整項目について、MPM の調整先である計算書上の各科目に関連する金額を開示することを企業に要求するようにする。すなわち、

- i. MPM が純損益計算書に調整されている場合には、純損益計算書における科目に関連する金額を開示する。
- ii. MPM がキャッシュ・フロー計算書に調整されている場合には、キャッシュ・フロー計算書における科目に関連する金額を開示する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、間接法を使用して報告している場合のキャッシュ・フロー計算書における営業活動に関連する調整項目にこの開示要求を適用することの便益及びコストについてさらにリサーチする。

キャッシュ・フローの分類及び表示（アジェンダ・ペーパー20B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 次のことを探究する。
 - i. 企業結合における取得関連の支払の分類についての要求事項を開発すること
 - ii. デリバティブから生じたキャッシュ・フローの分類及び表示についての要求事項を開発すること
 - iii. 政府補助金の受取りの分類及び表示についての要求事項を開発すること
 - iv. IAS 第 7 号の第 11 項におけるキャッシュ・フローの分類についての原則を、企業が当該原則をより整合的に適用する助けとなるように修正すること
- b. IASB が非資金取引及びその他の非資金変動に関する開示要求の強化についての議論を完了した後に、2 つの論点を再検討する。すなわち、

- i. 繰延支払の分類
- ii. 第三者であるファイナンス提供者を伴うキャッシュ・フローの分類及び表示

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

継続事業及び非継続事業からのキャッシュ・フローの表示（アジェンダ・ペーパー20C）

IASBは、非継続事業からのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書の独立の区分に表示するよう企業に要求することを提案することを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、プロジェクト計画の中のトピックのそれぞれに関して財務報告を改善するための考え得る方法を引き続き評価する。

維持管理及び一貫した適用

公正価値オプションの修正（IAS第28号）（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは、2025年12月8日に会合し、次のことについて議論した。

- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションの範囲の修正案（アジェンダ・ペーパー12A）
- 公開草案を公表するために行うデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー12B）

公正価値オプションの範囲の考え得る修正（IAS第28号）（アジェンダ・ペーパー12A）

IASBは、IAS第28号の第18項から第19項において、「類似の企業」には主要な事業活動として関連会社及び共同支配企業に投資している企業が含まれる旨を明確化することを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

IASBは次のことも暫定的に決定した。

- a. 企業が公正価値オプションを取り消すことを認めることは探究しない。
- b. これらの提案について公開草案を通じて公開協議を行う。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票の開始の許可（アジェンダ・ペーパー12B）

IASBはデュー・プロセスの手順について議論し、公開草案について60日のコメント期間を設定することを決定した（デュー・プロセス監督委員会による承認を条件としている）。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

12名のIASBメンバー全員が、IASBが適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案の書面投票のためのプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

4名のIASBメンバーが、公開草案における提案に反対する意向を示した。

次のステップ

IASB は公開草案を 2026 年 2 月に公表する予定である。

引当金—一的を絞った改善 (アジェンダ・ペーパー-22)

IASB は 2025 年 12 月 9 日に会合し、公開草案「引当金—一的を絞った改善」における引当金の認識及び測定に関する提案を再審議した。具体的には、

- 企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務を有しているという要求の提案。IASB は、現在の義務という規準の中の 3 つの条件のうちの 1 つ（すなわち、「義務」という条件）に対するフィードバックについて議論した。
- 義務を決済するために必要となる将来の支出を見積るにあたり企業が含めるコストの明確化の提案。

認識—法的義務 (アジェンダ・ペーパー-22A)

IASB は法的義務に関する義務という条件の諸側面について議論した。

IASB は、企業が法的責任の履行を回避する実際上の能力を有していないと結論を下すための、公開草案で提案した要件を改訂することを暫定的に決定した。改訂後の要件は次のいずれかを要求することとなる。

- a. 相手方が、責任を履行すること又は不履行に対する罰金若しくは補償を支払うことを企業に強制するよう司法機関に求める権利を有している。
- b. 相手方が、責任の不履行について企業に対して別の形式での対応を取る権利を有していて、その結果、企業が責任を履行しなかったことの経済的帰結が履行のコストよりも著しく悪いと見込まれる。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

この結論に至るにあたり、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が責任の履行を回避する実際上の能力は、高いハードルを表す。

12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

- b. 公開草案の第 14F 項での提案における「著しく」という語を維持する。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 責任を履行しないことの経済的帰結を評価する方法についての適用指針を追加しない。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 未確定の新たな法律案に適用される IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における要求事項に変更を加えない。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

認識—推定的義務 (アジェンダ・ペーパー-22B)

IASB は推定的義務に関する義務という条件の諸側面について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が推定的責任の履行を回避する実際上の能力を有していないと結論を下すための、公開草案で提案した要件を維持する。すなわち、責任の不履行の経済的帰結への言及を追加しない。

12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

- b. 気候関連のコミットメントについての企業の公的な声明が、これらのコミットメントを履行する推定的義務を創出するかどうかを判定するにあたり考慮すべき要因についてのガイダンスを追加しない。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

測定—含めるべきコスト（アジェンダ・ペーパー22C）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 義務を決済するために必要となる支出は当該義務に直接関連するコストで構成され、それは次の両方で構成されるという要求案を維持する。
 - i. 当該義務の決済の増分コスト
 - ii. その種類の義務の決済に直接関連するその他のコストの配分

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. (a)で記述した要求の範囲を財又はサービスを移転する義務に限定し、当該要求が当該財又はサービスの測定に適用される旨を明確化する。

12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

- c. 企業が引当金の測定に付随コストを含めるかどうか及びどのように含めるかについての要求を追加しない。

12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

- d. 引当金の測定に含めるべきコストの種類についての適用指針又は設例を追加しない。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは公開草案における提案の再審議を継続する。